

お客さま 各位

豊川信用金庫

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

当金庫では、住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、令和8年1月5日から「調書方式」の取扱を開始します。令和4年度税制改正においてこれまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和5年1月1日以降の住宅ローンご利用者さまを対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。なお、現在「証明書方式」ご利用者さまについては引き続き当金庫より年末残高証明書を発行します。

記

1. 取扱開始日

令和8年1月5日（月）

2. 対象となるお客さま

令和8年1月5日（月）以降に当金庫で住宅ローン契約を締結され、下記（1）（2）のいずれも満たす方

（1）居住年が令和5年1月1日以降の方

（2）「住宅ローン控除に関する申請書」、「個人番号届出書兼預貯金口座付番申込書兼個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意書」の提出をいただいた方

なお、居住年が令和5年1月1日以降で、現在「証明書方式」の当金庫住宅ローンご利用者さまにつきましても、上記（2）をご提出いただくことにより「調書方式」へ切替えさせていただくことができます。

3. 「証明書方式」と「調書方式」の概要

（1）証明書方式

住宅ローン控除の適用を受けるご利用者さまが、金融機関から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

（2）調書方式

金融機関が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局からご利用者さまにマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で金融機関に「住宅ローン控除に関する申請書」と「個人番号届出書兼預貯金口座付番申込書兼個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意書」を提出しているご利用者さまが対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便になります。手続きの詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

以上